

デジタルサイネージの広告掲載申し込みをご検討の皆さまへ (六甲ライナー・アイランドセンター改札外)

下記事項をご確認の上、お申込みください。

《掲載できない広告》

1. 法令に反するものやその恐れのあるもの
2. 公序良俗に反するものやその恐れのあるもの
3. 政治性のあるもの
4. 宗教性のあるもの
5. 個人・団体の意見広告及び名刺広告に関するもの

そのほか、「広告掲載取扱**要綱**第2条」をご確認ください。

《申し込み枠数》

小型広告枠は1申し込み者につき広告掲載は2枠まで（全25枠）
なお、大型広告枠と小型広告枠の併用は可能です。

《掲載希望期間》

最長で年度末（3月31日）までの1年間、最短で1か月単位のお申し込みが可能です。
(例：令和5年度掲載開始の場合⇒令和6年3月31日まで)

《データの種類》

動画および静止画（詳細は広告掲載取扱**実施要領**第2条を参照ください）

その他、ご不明点などは下記メールにてお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

神戸市都市局内陸・臨海計画課 デジタルサイネージ担当
メールアドレス：shintoshi_keikaku@office.city.kobe.lg.jp